

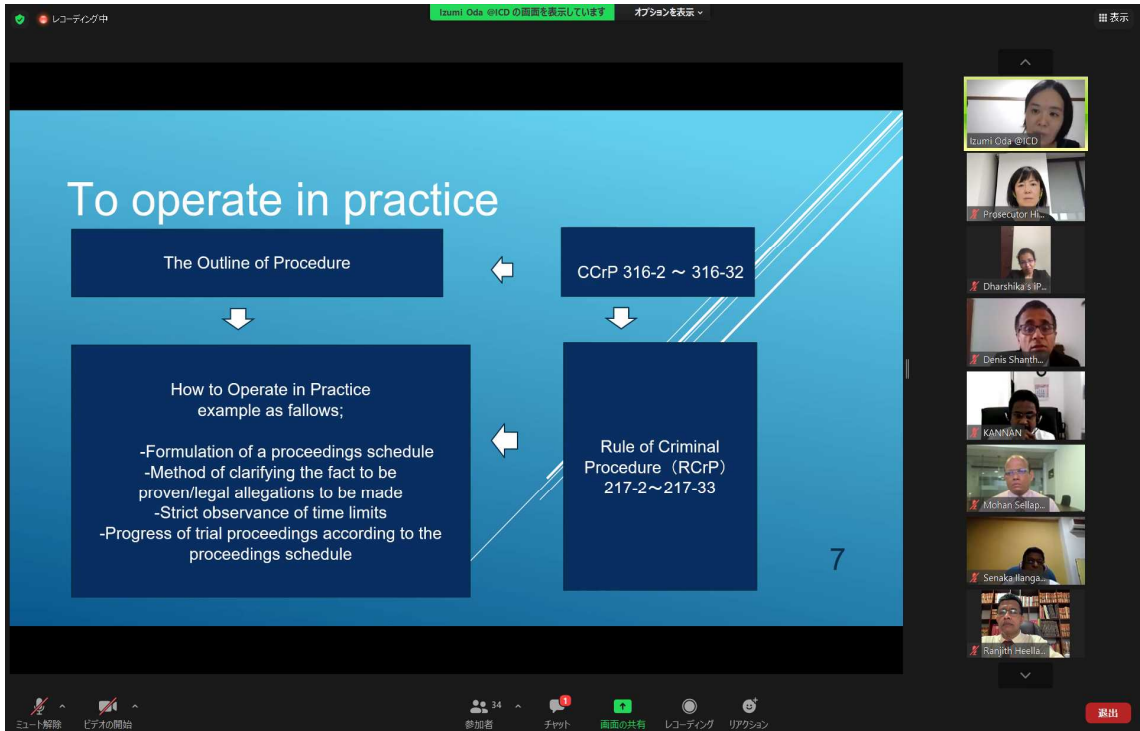
■スリランカ第3回本邦研修をオンラインで実施しました。(令和3年8月10日から同月13日)

国際協力部では、令和元年度から、スリランカ民主社会主義共和国(以下「スリランカ」といいます。)に対するJICA国別研修の一環として、スリランカ司法省職員、検察官、弁護士、裁判官等を対象に刑事訴訟の遅延解消をテーマとした研修等を実施しているところ、令和3年8月10日(火)から同月13日(金)までの計4日間、第3回本邦研修をオンラインで実施しました。

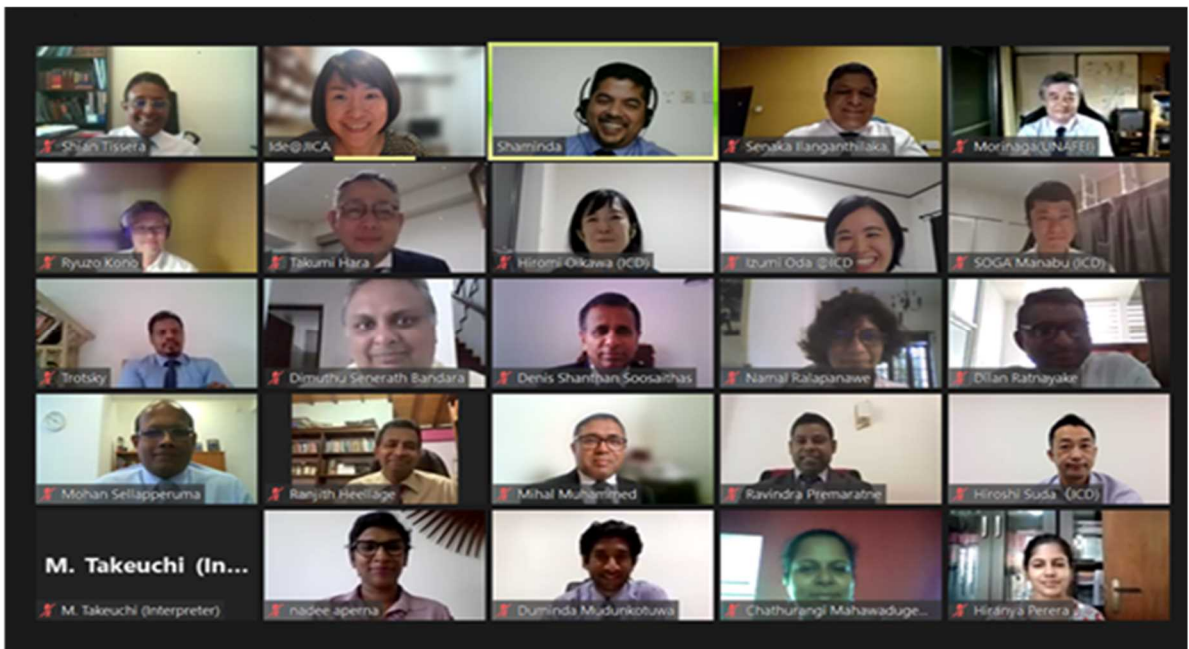
今回の研修では、日英米三か国の法曹による講義を実施し、英国における刑事訴訟の遅延解消に向けた取組、日米各国における訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続の運用状況等について知見を共有するとともに、スリランカの法曹三者をパネリストとして訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続をテーマとするパネル・ディスカッションなどを実施しました。

国際協力部教官による公判前整理手続の運用に関する講義では、殺人未遂の架空事例において公判前整理手続がどのように行われるかを国際協力部教官がそれぞれ法曹三者を演じて寸劇形式で説明したところ、多くの研修参加者から、非常に分かりやすかったというコメントがあり好評でした。また、スリランカでは、検察官と弁護人の対立が先鋭化することが少なくないことから法曹三者が協力的に争点整理を行うことが難しい現状にあるため、日本の法曹三者が争点を整理するという共通の目標に向かって協力して公判前整理手続が行われていることに対して高い関心が寄せられました。

今後も、国際協力部は、スリランカへの充実した研修の提供を目指していきます。



【公判前整理手続の運用に関する講義の様子】



【最終日の記念撮影の様子】